

令和6年度 区民施設・行政施設監査の結果に係る措置状況
について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条
第14項の規定に基づき、令和6年度区民施設・行政施設監査の
結果に係る措置状況報告を別紙のとおり公表する。

令和7年5月30日

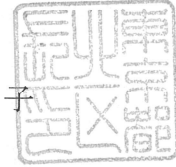
東京都北区監査委員	佐藤明充
同	西村泰信
同	坂口勝也
同	坂場まさたけ

7北環清第1064号
令和7年4月25日

北区監査委員 殿

東京都北区長

山田 加奈子



令和6年度区民施設・行政施設監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和7年2月26日付6北監第1738号により報告された監査結果については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告します。

記

1 意見・検討事項

滝野川清掃庁舎では、令和6年12月11日現在、委託職員等を含め、女性が18名勤務しているが、女性用のトイレは、1階の更衣室内に和式トイレが1箇所のみであり、しかも、更衣室とトイレは、カーテンだけで仕切られている。また、作業終了後に、女性がシャワー等を利用できる環境も整っていない。

近年、廃棄物収集や運搬業務に、男性以外も従事するようになってきていることから、区は、誰もが働きやすい職場となるよう、環境の整備に努められたい。

(北区清掃事務所)

2 措置内容

ご指摘いただきました滝野川清掃庁舎の女性が利用しやすい施設としての環境改善に向けた取り組みにつきましては、今後の優先的な取り組み事項として改善を図っていくことといたします。

その中でも女性用トイレの洋式化及び更衣室との仕切り扉の設置につきましては、改修工事等で対応可能と考えられることから、施設の状況を確認し、検討してまいります。

なお、女性職員については委託職員及び雇上職員のため、現状シャワーについては利用しておりませんが、女子トイレの増設を含めた環境整備に関しては、既存施設の構造やスペース的な問題もあることから、施設の大規模改修の時期を見据えて検討してまいります。

近年の状況に鑑み、施設全般について、誰もが働きやすい職場となるよう引き続き環境整備に努めてまいります。

